

情報通信審議会 電気通信事業政策部会（第21回）議事録

第1 日時 平成24年4月17日（火） 14時00分～14時46分

於、総務省8階第1特別会議室

第2 出席者

（1）委員（敬称略）

山内 弘隆（部会長）、相田 仁（部会長代理）、井手 秀樹、新町 敏行

（以上4名）

（2）臨時委員（敬称略）

根岸 哲

（以上1名）

（3）総務省

桜井 俊（総合通信基盤局長）、原口 亮介（電気通信事業部長）、

安藤 英作（総合通信基盤局総務課長）、古市 裕久（事業政策課長）、

犬童 周作（事業政策課企画官）、二宮 清治（料金サービス課長）、

大村 真一（料金サービス課企画官）

（4）事務局

藤江 研一（情報通信国際戦略局情報通信政策課管理室長）

第3 議題

（1） 長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方【平成24年4月17日付け 諮問第1217号】

（2） 「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の運用状況（電柱・管路等の貸与実績）について

開 会

○山内部会長　ただいまから、第21回情報通信審議会電気通信事業政策部会を開催いたします。

本日は、委員及び臨時委員7名中5名が出席しておりますので、定足数を満たしております。

本日の会議は公開で行います。

それでは、お手元の議事次第に従いまして議事を進めてまいりたいと思います。

本日の議題は2件でございます。

議 題

(1) 諮問事項

長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方【平成24年4月17日付け 諮問第1217号】

○山内部会長　まず初めに、諮問第1217号、「長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方」について審議いたします。

本件につきましては、情報通信審議会議事規則第11条第8項の規定に基づきまして、資料21-1-1のとおり、当部会に付託されております。

それでは、総務省側から説明をお願いしたいと思います。よろしく願いいたします。

○大村料金サービス課企画官　説明させていただきます。

資料21-1-2をご覧ください。諮問書です。読み上げさせていただきます。

長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方について、下記のとおり諮問する。

東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社が設置する第一種指定電気通信設備のうち加入者交換機能、中継交換機能等に係る接続料の算定には、長期増分費用方式が適用されている。当該接続料算定方式において、その原価の算定に用いる現行の長期増分費用モデルの適用期間は、平成22年9月28日付け貴審議会答申において、平

成24年度までとされている。

このため「長期増分費用モデル研究会」において、平成25年度以降の当該接続料の算定に適用可能な長期増分費用モデルについて検討が行われ、本年3月19日、最新の実態への即応性等の観点から現行の長期増分費用モデルの改修を行うこと等を提言する報告書が取りまとめられたところである。

以上を受け、長期増分費用方式に基づく接続料の平成25年度以降の算定の在り方について、貴審議会に諮問するものである。

続きまして、資料21-1-3をご覧ください。こちらの資料で内容をご説明させていただきます。

1ページをご覧ください。NTT東西の第一種指定電気通信設備の接続料につきましては、それぞれ下の表にありますような算定方式により算定が行われているところです。その中で、電話網の加入者交換機能や中継交換機能等に係る接続料算定には、独占的な地域通信網の非効率性を排除するため、平成12年度より長期増分費用方式（LRIC方式）が適用されているところです。このLRIC方式ですが、表の算定概要のところにありますように、仮想的に構築された最も効率的なネットワークの費用に基づき算定するものです。現行モデルの適用期間は平成24年度までとされており、3月に取りまとめられた長期増分費用モデル研究会の議論を受けまして、その改良モデルの評価や適用方法など、平成25年度以降の接続料算定の在り方についてご検討をお願いするものです。

2ページをご覧ください。検討事項の案です。大きく5点ございます。まず1点目は、長期増分費用モデル研究会で取りまとめられた改良モデルの評価です。具体的には、改良モデルを平成25年度以降の接続料算定に適用することが適当であるかどうか、また、適用に際して考慮すべき事項があるかどうかです。

2点目は、改良モデルを適用することとする場合の適用期間です。過去のモデルの適用期間は、概ね3年間とされており、第1次モデルは3年間、第2次モデルは2年間、第3次モデル及び第4次モデルは3年間、現在の第5次モデルは2年間とされてきたところです。この適用期間を何年間とすべきかです。

3点目は、NTSコストの扱いです。NTSコストは、平成17年度より平成21年度まで5年間をかけて段階的に接続料原価から控除されてきております。一方で、ユニバーサルサービス制度における補填対象額の算定方法の見直しに伴いまして、そのうち

き線点R T-G C間伝送路コストにつきましては、平成20年度をベースとして段階的に接続料原価に算入されており、平成23年度で100%算入となっているところです。この、き線点R T-G C間伝送路コストについて、平成25年度以降どのように扱うべきかが3点目の検討事項案です。

4点目は、接続料における東西格差の扱いです。固定電話通信料に地域格差が生じることを避けるために、東西均一接続料をこれまで採用してきているところ、平成25年度以降、これを継続すべきかどうかというものです。

最後が、入力値の扱いです。入力値の主なものである通信量につきましては、直近では、前年度下期と当年度上期の予測通信量を採用しているところですが、これを平成25年度以降の接続料算定においてどのように扱うべきか、また、その他の入力値についてどのように扱うべきかというものです。

3ページをご覧ください。こちらが検討スケジュールの案でございます。本日4月17日の諮問の後、接続政策委員会でご議論をいただき、最終的に9月までにご答申をいただければと考えております。また、検討に当たりまして、事業政策部会と接続政策委員会との合同でヒアリングを行っていただいております。このヒアリングにつきましては4ページをご覧ください。下のほうに書いてありますとおり、NTT東西ほか、関係事業者4社をヒアリング対象の事業者として考えているところです。

次のページ以降は参考資料です。簡略にご説明させていただきます。

まず5ページ以降は、長期増分費用方式の概要です。6ページをご覧ください。こちらが長期増分費用方式の概要です。左側の赤の点線の枠内のような、中継交換機や加入者交換機などの設備を接続料原価の対象とし、加入電話等に係るNTT東西網と同等の規模のネットワークを最新の技術を用いて最も効率的に仮想的に構築することによって費用を算定するモデル、LRICモデルを用いまして、最新の需要、単価等を毎年度入力して、コストを計算し、それに基づいて接続料を計算するというのがLRIC方式の概要になります。

7ページをご覧ください。こちらが主な接続形態です。直取電話と加入電話との間の通話などでは、①の加入者交換機を用いて接続されておりまして、これが一般的にGC接続と言われているものです。また、携帯電話と加入電話との通話などでは、②の中継交換機を介して接続されておりまして、これが一般的にIC接続と呼ばれているもので

す。LRIC方式は、これらの接続形態に基づく接続料等を算定することに用いられているものです。

8ページをご覧ください。こちらは、LRIC方式による接続料算定の経緯です。LRIC方式は、平成12年の電気通信事業法改正で導入されたものでございまして、その後、LRICモデルについては第1次から第5次までモデルの改修が行われてきているものです。また、それに伴いまして、接続料算定につきましても累次の見直しが行われてきております。

続きまして9ページ以降が市場環境の変化です。10ページは、電気通信サービスに係る契約数の推移です。中ほどの青色の線が加入電話等の契約数ですが、平成9年度をピークに減少を続けてきており、直近の平成22年度末では約4,000万加入となっているところですが、一方で、オレンジ色のIP電話につきましても、だんだんと増加してきており、IP電話のうち、0AB～J-IP電話につきましても、平成22年度末で約1,800万番号となっているところですが、11ページはそれらの内訳になっております。

続きまして12ページは、参考としてブロードバンドサービスの契約数の推移を挙げさせていただきます。FTTHが伸びてきていることが見てとれるのではないかと思います。

13ページ及び14ページは通信量です。まず13ページは音声サービスの発信の回数、時間です。固定電話の回数も時間もいずれも、平成12年度をピークに減少してきているということが見てとれるのではないかと思います。また、表の一番下の合計欄にありますように、全体としてのトラフィックも年々減少してきているということがお分かりいただけるのではないかと思います。

14ページは、着信の回数、時間です。こちらにつきましても、平成12年度をピークに固定電話の通信量の減少が継続しておりますが、12ページでご覧いただきました発信側に比べ減少の割合は若干低いことが見てとれるのではないかと思います。

15ページは、NTT東西の交換機を経由する主な通信量の推移で、GC経由の回数、時間、IC経由の回数、時間を掲げさせていただいているところです。

16ページ以降は、接続料の推移です。まず、17ページは、接続料算定の分子になります接続料原価の推移です。先ほどご覧いただきましたような、累次のモデル改修や、毎年度の需要減に伴う入力値の入替えなどを行うことによりまして、毎年度この接続料

原価が減少してきているということがお分かりいただけるのではないかと思います。また、表の中でオレンジ色のところですが、平成17年度以降、NTSコストの控除が行われております。これらの結果として、直近の平成23年度から24年度にかけては、接続料原価は1年間で約11%の減少となっているところです。

続いて18ページをご覧ください。こちらが接続料算定に用いる通信量の推移、分母になるものです。こちらにつきましても、先ほどご覧いただいた通信量の減少に伴い減少してきていることがお分かりいただけるかと思います。接続料の算定には、冒頭ご説明させていただきましたように、前年度下期と当年度上期の予測通信量を用いていますので、先ほどご覧いただいたGC経由、IC経由の実績としての通信量をもとに予測通信量を出したものがこのグラフになります。こちらについて、直近をご覧くださいますと、平成23年度から24年度にかけて、通信回数でいきますと、GC経由が12.8%、IC経由が13.6%の減少、また、右側、通信時間でいきますと、GC経由が13.5%、IC経由が14.2%の減少となっております。

これらの結果として算定される接続料の推移が19ページです。直近の平成23年から24年にかけてご覧いただきますと、費用の減少率以上に通信量の減少率が高いということになっていきますので、結果として接続料についてはGC経由、IC経由について、いずれも5.08円から5.26円、また6.57円から6.79円と上昇傾向になっております。

続きまして20ページをご覧ください。こちらは長期増分費用モデル研究会の報告書の概要です。21ページに検討の経緯等を掲げさせていただいております。今回の検討におきましては、昨年7月に検討を開始し、ワーキンググループで関係の事業者にもご参加をいただいて詳細な検討をした上で、2月に報告書案を作成して、その後パブリックコメントを行った上で3月19日に報告書を取りまとめているところです。

22ページ、23ページをご覧ください。今回のご検討では、現行の第5次モデルの改修と、IP-LRICモデルについての課題の検討という、大きく分けて2つのご検討をいただきました。22ページが第5次モデルの改修、23ページがIP-LRICモデルの検討の概要です。

まず、22ページの現行モデルの改修につきまして、改修項目として、まず1点目として、回線数減に適切に対応したネットワーク構成の見直しを行っております。これは、現行のモデルでは収容回線数などに応じて各局舎にはどんなに収容回線数が少なくなっ

でもGCまたはRTのいずれかを置くことになっております。これに対して、回線需要がかなり少ない局舎が多くなっていることに対応し、より簡素な設備であるFRTを、一定の条件を満たす局舎については設置することとしてはどうかという見直し事項です。

大きな見直し事項2点目は、東日本大震災を踏まえたネットワークの信頼性の確保です。この中には、3点の見直し事項があります。

1点目が、中継伝送路の予備ルートの追加です。これは、現行モデルでは、局舎間の中継伝送路につきましてはループ構成による二重化を実施しているのですが、東日本大震災の際にループ構成での二重化でも津波等の被害で孤立してしまった局舎があったことから、拠点性の高い重要な局舎については、このループ構成による二重化に加えて予備ルートを新たに設置することとしてはどうかという改修項目です。

2点目は、停電時の電力供給源としての可搬型発動発電機の追加です。これも東日本大震災の際に、可搬型発動発電機がかなり稼働し、実績が上がっていたということで、新たに40台の可搬型発動発電機を非常用電源装置として追加してはどうかという改修項目です。

3点目が、局舎の投資コストへの災害対策コストの追加です。こちらにつきましては、NTT東西による局舎の災害対策実施計画を詳細に検証しまして、その結果妥当性の認められた12局の災害対策コストを投資コストに追加するというご提言です。以上が、現行モデルの改修項目です。

続いて23ページがIP-LRICモデルの検討等です。IP-LRICモデルは、PSTNの接続料のコスト算定にIP網をベースとしたネットワーク、機器構成等をモデルで用いるというものです。このIP-LRICモデルにつきましては、上の段の中ほどにありますように、結論としては現時点において接続料算定に適用可能なIP-LRICモデルを構築することは困難であるとし、引き続きPSTNからIP網への移行の進展状況や、IP網の技術的發展動向等を適切に把握した上で、適時適切に詳細な検討を行う必要があるとしているところです。それに伴いまして、次期接続料算定に適用可能なモデルにつきましては、このIP-LRICモデルではなく、22ページでご説明をした現行のLRICモデル、第5次モデルを改良したモデルとすることが現実的というご提言をいただいているところです。

24ページをご覧ください。第5次モデルを改修した改良モデルによるコスト試算です。第5次モデルの改修項目には、費用の増要素、減要素の両方がありますが、すべて

トータルで見ますと全体としてのコストの増減は、右端のコスト変化率のところにありますように、約1%弱の減少という結果になっているものです。

25ページは、主要国の接続料算定方式の概要です。

続きまして26ページをご覧ください。NTSコストの扱いです。27ページです。NTSコストにつきましては、平成16年の情通審答申で、平成17年度から平成21年度まで5年間かけて段階的に接続料原価から控除するというようにされているところです。①です。それに加えて、平成19年の答申を受け、利用者負担の抑制の観点から、ユニバーサルサービス制度における補填対象額のコスト算定方法を見直すことに伴い、平成20年度をベースとして、き線点RT-GC間伝送路コストを段階的に接続料原価に付け替えてきています。これが②です。その結果として③のような付替えが行われているということになります。これにつきましては、平成22年の情通審答申では、平成23年度以降も引き続き、き線点RT-GC間伝送路コストの接続料原価への算入を継続することとされているところです。

28ページは、ユニバーサルサービス制度での補填対象額の算定方法の見直しの概要です。また、29ページは、ユニバーサルサービス制度での補填対象額、また、番号単価の推移となっております。29ページの右端ですが、現在の平成23年度認可分の合算番号単価につきましては5円となっているところですが、本年7月以降の番号数に基づく負担金の額の算定に用いられる合算番号単価につきましては、5円から3円に修正するという旨の決定をしたことが、本日、ユニバーサルサービス制度の支援機関であります電気通信事業者協会から発表されているところです。

30ページをご覧ください。一番下にございます金額が、接続料原価に算入されているNTSコストの推移です。

31ページをご覧ください。これはNTSコストの概要です。左側の図で黄色くなっているところの①から⑤の設備がNTSコストになる設備です。そのうちピンク色の②の設備が、き線点RT-GC間伝送路コストで、接続料原価に算入されることになっているものです。

続きまして32ページをご覧ください。東西格差の問題です。33ページをご覧ください。平成16年の答申で20%を超える東西格差及び現時点において既存の固定電話サービスが果たすことが期待されている社会的役割を考慮し、平成17年度以降の接続料についても東西均一とすることが適当とされているところでした、その後、平成19

年の答申、平成22年の答申でも引き続き東西均一接続料を採用することが適当とされているところです。

34ページをご覧ください。こちらが具体的な東西格差の状況です。平成20年度接続料以降の推移を掲げておりますが、東西格差の倍率は、概ね2割から3割の間で推移してきていまして、格差は傾向としては拡大もしないし縮小もしない状況であることが見てとれるのではないかと思います。

35ページをご覧ください。入力値の扱いです。36ページをご覧ください。まず、通信量ですが、こちらにつきましては、①前年度の通信量、2月、3月の2カ月先を予測するもの、②当年度の通信量を14カ月先まで予測するもの、また、③前年度下期と当年度上期の通信量を通年化した通信量、8カ月先まで予測するものという3つの考え方を比較しまして、予測値と実績値の乖離の幅、また、当年度通信量との乖離の幅などを勘案しまして、結論として③の方法が妥当であるとしているところです。また、通信量以外を入力値につきましては、毎年度の接続料算定時に見直し、可能な限り最新のデータを用いることとすることが適当としているところです。

37ページ、実際費用とLRIC費用の比較です。38ページをご覧ください。実際費用とLRIC費用では、先ほどご説明しましたように、使用している需要が半年分ずれているということに若干注意が必要ですが、結果として、平成15年度以降、LRIC費用の方が高い状況になっております。ただ、この差は年々乖離幅が減少してきているということがグラフから見てとれるのではないかと思います。LRIC費用の方が高い原因につきまして、分解してみますと、赤い枠の中に書いているところですが、減価償却費、また、自己資本費用でLRIC費用の方が高くなっていることに起因するものということが分かっております。

最後に39ページをご覧ください。こちらはNTSコストを付け替えた接続料原価ベースでの実際費用とLRIC費用の推移です。これによりますと、直近の平成22年度では、LRIC費用の方が安くなっているということがお分かりいただけるのではないかと思います。

若干長くなりましたが、説明は以上です。

○山内部会長 ありがとうございます。ただいまの説明につきましてご意見、ご質問等はございますでしょうか。

○根岸臨時委員 ちょっとすいません。

- 山内部会長　　どうぞ。根岸委員。
- 根岸臨時委員　　この改良モデルで接続料を算定しても、上がっていく状況にあるということで、別のところで、接続事業者の方から、コスト削減効果を上回るトラヒックが減少して、上昇が避けられないことから、プライシングにも十分配慮してほしいというような意見が出ているのですが、これはここで検討すべき問題なのかどうか、必ずしも具体的にどういうことということとは明らかではありませんが、検討対象になるのかどうか、あるいはすべきなのかどうか、どこでやるのか、ちょっとお願いいたします。
- 山内部会長　　事務局。
- 大村料金サービス課企画官　　まず、長期増分費用モデル研究会では費用部分、コスト部分について算定するためのモデルの改修等をご検討いただきました。それに基づきまして、この審議会の場で、その他の部分を、モデルの評価も含め、ご検討いただきたいということになります。、研究会でも今ご指摘いただいた点というのは若干提言に触れられており、改良モデルの適用について検討がなされる際に、次期接続料算定方法に関してPSTNからIP網への移行の進展等による環境変化に適切に対応したものになるよう検討することが望まれるという旨の言及があります。そのあたりの環境変化も勘案して、どうしていくのかということをご検討いただければと考えております。
- 山内部会長　　よろしゅうございますか。
- 根岸臨時委員　　はい。
- 山内部会長　　他にいかがでしょう。どうぞ、井手委員。
- 井手委員　　1点だけ、34ページのところで、東西格差の話が出ていますけども、均一にするということで、平成24年度で一番下のところで6.79円という数字が出ていますが、これでいくと東は接続で利益が出て、西は赤字になるということなんですけども、出てきた6.79円と6.02円の格差というのはどういうふう処理しているんでしょうか。ちょっとその点を教えていただきたい。
- 山内部会長　　事務局。
- 大村料金サービス課企画官　　接続料の支払いの段階では、今ご指摘の平成24年度のIC接続で言えば、計算上、東日本が6.02円、西日本が7.60円と計算されているところですが、東西均一の6.79円が適用されて支払いが行われるということになります。その結果として、ご指摘のように東日本は若干プラスで、西日本はマイナスが出るということで、最終的に年度単位で増減が出ますので、それを最終的に東日本から西

日本に対して交付するということが制度としてあり、毎年度その交付は行われている、そこで調整がされているということになります。

○山内部会長　よろしゅうございますか。

○井手委員　はい。

○山内部会長　その他にいかがでしょうか。よろしゅうございますか。

それでは、本件につきましては、接続に係る制度の在り方に関する専門的な事項でありますことから、接続政策委員会において調査・検討いただき、その結果を当部会で審議し、答申をまとめることとしてはいかがかと思いますが、その方向でよろしゅうございますか。ありがとうございます。

併せて、当部会と接続政策委員会による事業者ヒアリングの開催につきまして、委員会に検討をお願いしたいと思いますが、いかがでございましょうか。

分かりました。よろしければその旨決定することといたします。

(2) 報告事項

「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の運用状況（電柱・管路等の貸与実績）について

○山内部会長　それでは続きまして、報告事項に移りたいと思います。「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の運用状況について、これも総務省からご説明願いたいと思います。よろしくお願いたします。

○犬童事業政策課企画官　それでは、資料2 1－2に基づきまして「公益事業者の電柱・管路等使用に関するガイドライン」の運用状況についてご報告申し上げます。

表紙をめくっていただきまして1ページ目でございますけれども、ガイドラインの経緯等を記載させていただいています。平成12年に光ファイバ網の整備を促進するために、当時のIT戦略会議・IT戦略本部合同会議において線路敷設の円滑化について取りまとめが行われております。これを受けまして総務省のほうで、関係省庁との協議の上、当時の電気通信審議会への諮問等を経まして、平成13年4月からガイドラインを告示として施行しているところでございます。

ガイドラインの主な内容につきましては3に書いてございますように、電柱・管路等の貸与に関する公正性、無差別性、透明性、効率性といった基本原則とともに、標準的

な取扱方法として、貸与申込手続、貸与拒否事由、貸与期間等々についてルールを定めてございます。

その他にございますように、ガイドラインの附則において、設備使用の進展の程度等について検討を加え、その結果に基づいて毎年4月1日に見直しを行うということで、参考を書かせていただいているとおり、これまでも5回ほど改正を行っております。本日は、この設備使用の進展の程度等について毎年実態調査を行っております、その調査結果についてご報告させていただくものでございます。

2ページ目でございますけれども、実態調査の概要でございますが、昨年の11月から本年2月までの間に電柱・管路等の貸し手側の設備保有者、それから借り手側の電気通信事業者に対しましてアンケートという形で実施しております。アンケートの概要でございますが、まず貸し手側としましては、主要な電気通信事業者7社、それから電気事業者としまして各地域の電力事業者10社、鉄道事業者ということでJRグループの7社、日本民営鉄道協会に加盟している私鉄16社を対象としております。調査内容としましては、平成23年1年間に実際に貸与した件数、事業者からの申請への対応状況、貸与を拒否した場合における理由について調査をしております。

一方で、借り手側の電気通信事業者でございますが、認定電気通信事業者にアンケートを実施しております。実際に回答があったのは約100社でございます、調査内容としましては、申請の状況、それを受けて、設備の提供を受けた実績を調査しております。

3ページ目以降がその結果でございます。まず電柱でございますが、電柱は全国で総本数約3,346万本ございまして、このうちの延べ数でございますが、約2,877万本が貸与中でございます。この数字は前年よりも約9万本減少しておりますけれども、これは幾つかの要因があると考えておりまして、光ファイバの整備がある程度一段落してきている時期であるということや、電柱の地中化が進められていることなどの要因が絡んでこのような現象になっているのではないかと考えられます。

平成23年の1年間で見ますと、約759万本が貸与されておまして、内訳としては新規契約として約101万本、従来の契約を更新したものとして約657万本が貸与されております。平成23年1年間で電気通信事業者が設備保有者に対して行いました電柱の利用可否の調査申請の件数でございますが、58万2,003件ございまして、このうち貸与ができないという回答が行われた件数が1,669件ということで全体の

0.3%となっております。貸与不可の理由については後ほどご説明いたします。注2にありますように、今回の集計に当たりましては、昨年の震災の影響がございましたので、東北電力の数値につきましては被災地の中で現状確認ができていない地域のデータについては除外、NTT東日本の数値につきましては、現状確認ができていない地域、福島県の一部でございますが、震災前のデータを使用して集計しております。

4ページ目に移っていただきまして、管路等の貸与状況でございますが、延べ数でございますがこれまでの累計で約1万4,834kmが、貸与されております。前年よりも約592km増加しております。平成23年の1年間で見ますと、882kmが貸与されておまして、内訳としては新規契約で約363km、契約更新という形で約520kmが貸与されております。平成23年1年間での調査申請件数でございますが、1,355件ございます。そのうち貸与不可の回答が行われた件数は75件ということで、全体の5.5%で前年よりも減少している状況でございます。

続きまして5ページ目でございますけれども、鉄塔の貸与状況でございますが、鉄塔の総本数は8万5,293本ございまして、このうち延べ1万2,488本が貸与されております。移动通信の基地局が増加しているということもありまして、前年よりも446本増加しております。平成23年1年間で見ますと9,508本が、新規として1,241本、契約の更新として8,267本という形で貸与されております。鉄塔の利用申請の件数でございますけれども、1年間で517件ございまして、このうち貸与不可という回答が行われた件数は40件、全体の7.7%となっております。

6ページ目に移っていただきまして、これらの設備貸与不可の事由別の内訳を表にしております。右側の四角にございますように、全体的な傾向は例年と比較して大きな変化はございません。まず、電柱につきましては、ガイドラインでの拒否事由を書いていますけど、通信の第5号でございますが、技術基準に適合しない場合ということで、例えば電柱強度が足りないとか、他社さんとの電線間の距離、離隔距離と書いていますが、それが十分とれないといったような、技術基準に適合しないということで拒否されているケースが一番多うございます。一方、管路と鉄塔につきましては、第1号の設備に空きがないという理由が例年どおり多い件数となっております。

続きまして7ページ目でございますけれども、毎年アンケートにあわせ、意見も求めておまして、今回は76社から全体で154件の意見が提出されております。別冊の参考にまとめておりますけれども、時間の関係上主なものをこちらに記載させていただ

いております。

まず、借り手側の事業者からの意見でございますけれども、申請手続等の簡素化に關しまして、申請書類や事務処理手続の統一化、簡素化、電子化を推進すべきという意見が出てきております。これに対する考え方としましては右側にありますように、ガイドライン上設備保有者は手続の簡素化、効率化に努めるものと規定してございまして、具体的にどのように努めるかについては設備保有者の判断にゆだねられるものと考えております。

次の意見につきましては、設備の工事・保守の在り方についてでございまして、設備保有者が行う電柱工事の工期を短縮すべき、工事費用の算出根拠を提出すべきという意見や、電柱の腕金取付は設備保有者である電力会社ではなく、事業者自らが行えるようにすべきといった意見が出ております。これにつきましては、ガイドラインでは、工事・保守に関する標準的なルールを定めているというものでございますので、具体的な工事・保守の在り方に関しましては当事者間で協議すべきと考えております。

続きまして、電柱強度の在り方につきましては、電柱の強度不足を改善すべきという意見や、設備保有者毎に異なる電柱強度に関する基準を共通化すべきという意見が出てきてございます。これにつきましては、技術基準に関する具体的な数値等の合理性につきましましては、設備保有者が最も熟知しているだろうということと、個別の要望に照らし合わせまして当事者間で十分に協議・検証することが適切であるとしております。

また、電柱強度そのものでございますけれども、電柱の設置目的や関係法令、設置場所の地理的な要因など、個別具体的な判断が求められると考えておりますので、強度に関する基準を共通化することは困難ではないかと考えております。

続きまして次のページ、こちらは貸し手側、設備保有者側からの意見をまとめてございます。最初に、事業者、借り手側によるガイドライン等の遵守に關しまして、事業者は関係法令やガイドラインを遵守すべきだという意見、また、申請書等の提出や工事の着手時期など、契約を適正に履行すべきという意見が出てきてございます。これにつきましてはの考え方でございますが、事業者は関係法令等の規定を遵守すべきだと考えております。また、個別の事案につきましては、ガイドラインを踏まえまして当事者間で協議・検討を行うことが適切であると考えますけれども、ガイドラインの遵守の状況等については今後も注視してまいりたいと考えております。

続きまして、ガイドラインの適用対象に關しまして、賃貸を専らの目的とした鉄塔に

つきまして、自由な鉄塔賃貸業の推進の観点からガイドラインの適用対象外とすべきという意見、鉄道事業への影響やニーズの実態を踏まえて鉄道事業者はガイドラインの対象外とすべきという意見が出てきております。これに対しましては、ガイドラインは電気通信事業の用に供されるものである限り、設備の目的如何にかかわらず、引き続き対象とすることが適当と考えております。また、鉄道事業者についても、一定の貸与実績が継続的に認められるところがございますので、引き続きガイドラインの対象とすることが適当と考えております。

最後に、実態調査の要否、今回の実態調査の件でございますけれども、毎年多大な労力を要しているということで、廃止すべきという意見が出てきております。これにつきましては、実態調査は引き続き設備使用の状況を把握する上でも必要であると考えているところがございます。一方で、調査内容や方法については事業者の事務負担の軽減にも配慮しつつ、必要に応じ見直しを行ってまいりたいと考えております。

その他としては、自主的な改善措置として、電気通信事業者さんのほうから申請手続システムの機能改善を検討しているというコメントが出てきております。

最後のページでございますが、この実態調査を踏まえたガイドライン改正の要否でございますが、設備の新規貸し出し件数は同水準で推移しており、また、事業者の申請に対し設備保有者が提供不可と回答した件数の割合についても前回調査と比較して横ばいまたは減少傾向となっていること、さらに事業者及び設備保有者からの主な意見につきましては、現行のガイドラインにより既に担保されており、その他の個別具体的な事案に関する意見については、一義的には当事者間で協議すべきものであることから、平成24年度につきましてはガイドラインの改正は行わず、引き続き状況を注視していきたいと考えております。

報告は以上でございます。

○山内部会長　　ありがとうございました。それではただいまのご説明につきまして、ご意見あるいはご質問等ございませんでしょうか。

特によろしゅうございますか。ありがとうございました。

閉　　会

○山内部会長　　それでは、以上で本日の議題は終了ということになります。委員の皆様

から何かご発言等ございましたら受け付けますが、いかがでしょうか。よろしいですか。事務局から何かございますか。特によろしいですか。ありがとうございます。

それでは、以上で本日の会議を終了いたします。次回の電気通信事業政策部会につきましては、別途決まり次第、事務局より皆様にご連絡をさせていただきます。

それでは以上で閉会といたします。どうもありがとうございました。